

# 天童市小規模修繕等契約希望者登録制度について

## 1 天童市小規模修繕等契約希望者登録とは

この制度は、天童市が発注する公共施設及び出先機関等の小規模な修繕や工事のうち「少額で内容が簡易なもの」について受注を希望する方を登録し、市内の小規模事業者が直接工事等を受注できるようにするものです。

《登録できる方》

登録できる方は、次に掲げるすべての要件を満たす方です。（建設業の許可の有無、経営組織、従業員数などは問いません。）

- ① 市内に主たる事業所又は住所を有する方
- ② 天童市競争入札参加資格者登録簿に登録されていない方
- ③ 希望する業種を履行するために必要な資格・免許を有する方
- ④ 市税を滞納していない方
- ⑤ 契約を履行する能力を有する方

## 2 対象となる修繕・工事

1件の契約金額が100万円未満の修繕・工事が対象となります。

具体的には、①建築一式・大工 ②屋根・板金 ③電気 ④塗装 ⑤管 ⑥ガラス ⑦建具 ⑧畳 ⑨その他建設業法で定めている業種

## 3 登録の方法

登録申請書に次の書類を添付して提出してください。

- ① 法人の場合は、登記事項証明書。個人の場合は、運転免許証、健康保険証の写し等氏名、住所が確認できるもの
- ② 市民税の納税証明書
- ③ 希望業種を履行するために必要な資格、免許証の写し
- ④ 印鑑証明書

## 4 登録の受付

登録受付は、令和6年1月15日（月）～2月29日（木）まで行います。（土・日・祝日は除く。）

登録の有効期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までです。

\* 申請書等は、市財政課契約係で配布するほか、市のホームページからダウンロードできます。また、申請書の受付場所は、財政課契約検査係（市役所庁舎5階）です。

## 5 登録すると

「天童市小規模修繕等契約希望者登録名簿」に登載し、庁内及び市の各施設・出先機関等に配布し、業者選定の対象となります。ただし、名簿に登載されても、指名や契約を約束するものではありません。

## 6 指名されたら

原則として、複数の業者との見積り合せにより、最低価格の方と契約することになります。

なお、見積り合せに指名されても、都合により辞退することは自由です。辞退するときは必ず連絡をしてください。ただし、契約締結後の辞退はできません。

## 7 契約をすると

発注担当課と書面（請書など）により契約します。この場合、契約保証金は免除します。

施工は、天童市契約に関する規則、契約条項、その他関係法令に基づき信義に従い誠実に行わなければなりません。

なお、いわゆる丸投げ等の一括下請けはできませんので、希望業種の範囲は自ら施工できる業種で登録してください。

## 8 請負代金の支払い

工事完成後の検査に合格後、請求に基づいて支払います。なお、前払金、出来高による部分払い金はありません。

登録受付・問合せ先  
天童市老野森一丁目1番1号  
天童市総務部財政課契約検査係  
電話 654-1111 内線 (736・737)